

発行 税理士法人 **中央総研**

桑名市大福 406-1  
TEL0594-23-2448  
FAX0594-23-3303  
E-mail: sasaya@cri-sasaya.com  
URL: http://mie-cri.com

今月の担当

増田 隆之  
河野 智美

## 実質賃金

～ 24ヶ月連続マイナス ～

### 【はじめに】

6月・7月の合併号として、送付申し上げます。さて、新型コロナの感染が急拡大してきました。新型コロナの感染状況（1医療機関あたり）は、下記の通りです。

2024年	7/1～7/7	7/8～7/14
三重県	5.62人	9.04人
愛知県	9.73人	15.62人
岐阜県	7.55人	11.55人

（厚生労働省、速報値）

マスクの着用・うがい・手洗いで、予防をしましょう。

皆さん、感染後の後遺症に苦労しています。

### 【賃上げ率5.1%「連合」の最終まとめ】

（1）「連合」とは、「日本労働組合総連合会」を云います。その連合は、春季労使交渉（春闘）における回答の**最終集計結果を公表**しました。

賃上げとは		将棋盤に例えると
賃上げ	ベア（ベースアップ）	将棋盤その物を持ち上げること
	定昇（定期昇給）	将棋盤の上の駒を進めること

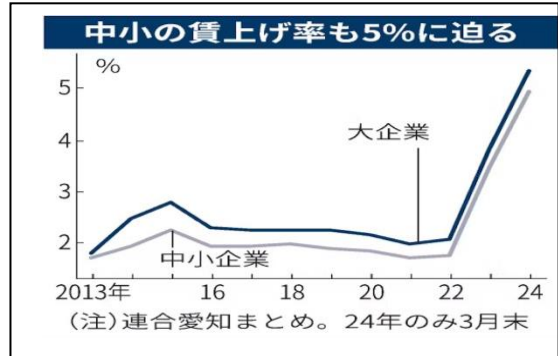
（2）基本給その物を底上げする**ベア**と**定昇**を合わせた**平均賃上げ率**は前年比 **5.1%**と、1991年（33年前）以来、5%を上回りました。

ただし、組合員数300人以下の中小組合は、平均賃上げ率は、4.45%と、上記の5.1%より下回っています。中小の賃上げが、大きな課題になります。

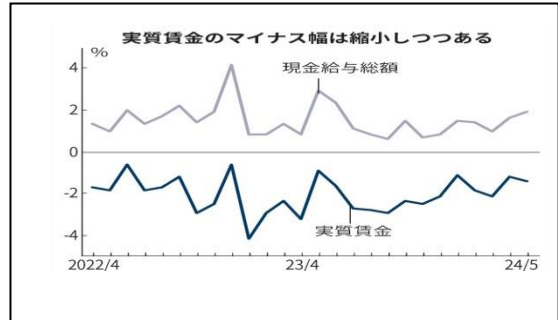
ベアとCPI（消費者物価指数）の比較		
比較	ベアの上げ幅	前年比 3.56%
	消費者物価指数（生鮮食品を除く）の上げ幅	前年比 2.50%

（3）要するに、「3.56% > 2.50%」となり、ベアの上げ幅が足元の**物価指数を上回った**訳です。

物価の上げ幅よりも、賃上げ（ベア）の上げ幅が大きい状態が続いていかなければなりません。



### 【毎月勤労統計調査（厚生労働省）】



厚生労働省は、7月8日に、5月の「毎月勤労統計調査」（速報、従業員5人以上の事業所）を発表しました。

「月間現金給与額」は、下記の通りです。

月間現金給与額		
現金給与総額（名目賃金）	297,151円	前年比+1.9%
うち所定内給与	263,539円	前年比+2.5%
<b>実質賃金</b>	—	前年比▼1.4%

※ 現金給与総額（名目賃金）  
1993年1月以来31年ぶりの高水準となる。

※ 実質賃金  
過去最長の26ヶ月連続マイナスであったが、下落幅は縮まりつつある。  
実質賃金とは、消費者物価の上昇率を加味して算出されます。

マイナスであることは、現金給与総額（名目賃金）の上昇よりも、消費者物価の上昇の方が高いことを意味します。

《代表社員 笹谷 俊道》

### スイカは果物？野菜？

明確ではない、が答え。学問的には野菜だが、果物だという見解も。全国農業協同組合連合会（JA全農）によると、一般に野菜はいろいろな部分を食べるのに対して、果物は実だけを食べるのが特徴、ということです。木になるものが「果物」、草として生えて実になるものが「野菜」と考えても間違いのないようです。

## 下請法の運用ルールが変わります

中小企業庁では、中小企業の取引適正化の重点課題の1つに「支払条件の改善」を位置づけ、業種別の下請ガイドラインや自主行動計画などを通じ、約束手形、電子記録債権、一括決済方式による下請代金支払のサイト（交付から満期日までの期間※1）の短縮を推進してきました。

2024年11月以降、下請法上の運用が変更され、サイトが60日を超える約束手形や電子記録債権の交付、一括決済方式による支払は、行政指導の対象となります。

サイトの短縮は、下請法の適用対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体で取り組むことが重要です。

中小企業庁では、公正取引委員会と連名で、各事業者団体等に対する要請文を发出了しました。

### 【概要】

中小企業庁及び公正取引委員会は、1966年以降、業界の商慣習、親事業者と下請事業者との取引関係や金融情勢等を総合的に勘案し、繊維業は90日、その他の業種は120日を超えるサイトの手形等※2を、下請法が規制する「割引困難な手形」等に該当するおそれのあるものとして指導してきました。

こうした長期の手形等が下請事業者の資金繰りの負担となっていることなどを踏まえ、中小企業庁では、中小企業の取引適正化の重点課題の1つに「支払条件の改善」を位置づけ、業種別の下請ガイドラインや自主行動計画などを通じ、手形等による支払期間の短縮を推進してきたところです。

令和3年3月には、下請法の運用の見直しについて、検討を行うこととしていました。

そして今般、改めて各業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、意見公募手続を経た上で、サイトが60日を超える手形等が、下請法上の「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして、指導の対象とする運用の見直しを、公正取引委員会が公表しました。

※1：一括決済方式の場合は、代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間

※2：約束手形、電子記録債権、一括決済方式

<増田>

## 定額減税

6月支払いの給与・賞与から定額減税が実施されています。

給与所得以外の所得に係る定額減税はどのように実施するのでしょうか。

1. 厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等に係るもの 公的年金等の支払者のもとで定額による減税額の控除が行われます。最終的な定額減税額の精算は、確定申告によって受けることになります。ただし、公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受けていることだけをもって確定申告の義務は発生しません。
2. 退職所得に係るもの 令和6年分所得税の確定申告書を提出して定額減税の適用を受けることになります。
3. 事業所得や不動産所得などに係るもの ① 令和6年分の予定納税額からの控除 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）（注）から本人分に係る定額減税額に相当する金額（30,000円）を控除します。また、納税者からの予定納税額の減額申請の手続により、第1期分予定納税額又は第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る定額減税額に相当する金額の控除の適用を受けることができます。さらに、定額減税額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額から控除します。なお、上記の減額申請の手続に係る措置に伴い、令和6年分の第1期分予定納税額の納期を令和6年7月1日から9月30日までの期間（現行：同年7月1日から同月31日 -6- までの期間）とするとともに、同年6月30日の現況に係る予定納税額の減額の承認の申請の期限を同年7月31日（現行：同月15日）とすることとされています。  
（注1）給与所得者や年金受給者が不動産所得などの他の所得を有する場合等には、源泉徴収の段階で定額減税の適用を受けた上、確定申告で最終的な定額減税額との精算を行うこととなります。（注2）確定申告における定額減税額は、原則として、令和6年12月31日の現況による同一生計配偶者等の数を基に計算します。（注3）報酬、料金等の支払の際の源泉徴収においては、定額減税は実施しません。 国税庁 定額減税 Q&A より

<河野>

くしゃみの平均時速は 320 km。この数字は東北新幹線「はやぶさ」の MAX スピードと同じ。